

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

粋な雑談

日高利美著「銀座の雑談手帳」。
著者は18歳から銀座のママになるべく銀座で働き、現在は実業家、コンサルタント、講師等を務める。会話を簡単に広げる材料については、①身に着けている服・持ち物。②天気。③出身地。④趣味。⑤季節・暦。⑥健康法。⑦長い休みの過ごし方。⑧共通の知人。⑨前に会ったときに出た話題。⑩映画・DVD。⑪近所のお店、等を挙げている。上級編では、しばらく会わなくなる相手には、「お気をつけて」の後、さらに一歩進んで「さびしくなります」と絶妙な一言を。自分がお勘定を持つときは「次回はご馳走になりますので」。洋服を褒めるときは「何を着てもお似合いですね」、等々。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

法人住民税や法人事業税などの地方税について、期限後納付となった場合には、延滞金が課されることとなります。

このうち、納期限延長による延滞金については、損金の額に算入されますが、納付遅延による延滞金については、損金不算入となります。



紅枝垂桜(福島)

松浦和夫/オアシス

海外渡航費の処理

□海外渡航費

法人がその役員又は使用人の海外渡航に際して支給する旅費（支度金を含む）は、その海外渡航がその法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として損金処理ができます。

したがって、法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航であってもその旅費の額のうち通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、その役員又は使用人に対する給与とされます。

なお、その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、その海外渡航のために支給する旅費は、社会通念上合理的な基準によって計算されている等不当に多額でないと認められる限り、その全額を旅費とすることができることとされています。

□業務上の必要性の判断

法人の役員又は使用人の海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定するものとされていますが、次に掲げる旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外旅行に該当しないこととされています。

- ①観光渡航の許可を得て行う旅行
- ②旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- ③同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

□観光渡航の許可を得て行う旅行等の特例

法人の役員又は使用人の海外渡航が、上記①～③に該当する場合であっても、その海外渡航



- エイプリルフール起原の一つの説。
コロンブス以前、メキシコにあったアステカ文明のアステカ族の新年は春分の日で、何日も熱狂的な祝宴をした後4月1日にアステカの神に生贄をひとり捧げていた。その後、征服したスペイン人の新年は1月1日。混乱の中、お前は4月1日の生贄に選ばれたとかつぎ、ウソだ、四月馬鹿だと、哄笑を誘う習慣が生まれた。



の旅行期間内における旅行先、行った仕事の内容等からみて法人の業務にとって直接関連のあるものと認められるときは、法人の支給するその海外渡航に要する旅費のうち、法人の業務にとって直接関連のある部分の旅行について直接要した費用の額は、旅費として損金の額に算入することができます。

□一部私的旅行を行った場合

業務上の海外渡航の際に、一部私的な観光を行った場合には、原則として、その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によって按分して、法人の業務の遂行上必要と認められない旅行に係る部分の金額については、その役員又は使用人に対する給与とすることになります。

ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に観光を併せ行うものである場合には、その往復の旅費（その取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのものに限り）については、法人の業務の遂行上必要と認められるものとされ、その往復の旅費以外の金額については、按分を行うこととなります。

平成25年分の 相続税の申告状況

本年1月1日から改正相続税・贈与税の適用が始まっています。相続税の改正は主に次の4点です。①相続税の基礎控除の大幅縮小。②相続税の最高税率の引上げ。③小規模宅地等の特例では対象の拡大。④未成年者控除と障害者控除額の引上げ。一方贈与税の改正は主に次の3点です。⑤最高税率引き上げの一方で、直系尊属から孫等への贈与に特例税率が設けられた。⑥相続時精算課税の要件の緩和。⑦事業承継税制の適用要件の緩和、等がなされました。

こんな状況下で、昨年12月に国税庁から相続税の申告状況が発表されています。昨年10月末日までの1年間に提出された相続税額のある申告書データの速報版です。申告事績の概要から見えてくるものを分析してみます。

1. 25年中に亡くなった被相続人数、相続税の

課税対象となった被相続人数はいずれも過去最高数でした。最も関心もたれる課税割合は、前年比0.1ポイント増の4.3%となっています。

2. 「課税価格」 相続財産価額から、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産及び相続時精算課税適用財産価額を加えたものを言います。被相続人一人当たりの「課税価格」は前年比4.2%増の2億1,362万円、同税額も同18.6%増の2,824万円となっています。

3. 相続財産の金額構成 土地が41.5%、続いて現預金が26%、有価証券が16.5%となっています。

4. 留意点 前述の課税割合は、ここしばらく4.3%程度で推移してきましたが、①の相続税の改正により6%超まで急上昇する見込みで、特に都心部では相続税の申告や納税が必要になるケースが増加します。そこで、納税資金の原資となる現預金や保険金額について、相続財産の構成比がどうなっているか再チェックしてみることが重要です。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。いつかご相談した件につきまして、また、話が再燃いたしましたので、再度お伺いいたしました。

A そうですね。確かお父様の相続物件をご兄弟で共有していることについてのお話でしたね。

Q そうなんです。何かの集まりの時にはそれとなく話には出るものの、いつの間にか立ち消えになってしまっていたのですが、今年の正月に会った時に今年こそははっきり分割しようと決意いたしました。

A それは良かった！不動産はいやしくも金目のある資産ですから、右から左に話が成立するものではありませんからね。円満解決が最大のポイントですよ。ところで、その概略を教えてください。

Q 兄弟2人が1筆の土地を共有し、成人したら仲良く分けなさいとのことで今日ま

欲得抜きこそ 兄弟円満のコツ

で推移して参りました。私共も子供がそれぞれ成長し、いつまでも放って置けず、やっと重い腰を上げた次第です。路線価を調べて土地

の評価を私なりの計算を行いました。また懇意にしている司法書士さんにも相談いたしました。私の試算をご検討下さい。

A まず、土地を平等に分ける基礎として税務上の評価をする場合に、単純な路線価評価のみならず、道路との関係や、土地の形等に関しても、細かい規定があることをご承知置き下さい。

面積比が共有持ち分の割合と異なっても、土地の税務上の価額の比が共有持ち分の割合と概ね等しいときは、その分割共有持ち分に応ずる現物分割に該当するものとして土地の譲渡はなかったものとされます。(基本通達33-1-6)

なお、分割のために支出した費用は原則としてその土地の取得費に算入されます。

ナマの税務相談室

助走開始しだした マイナンバー制度

平成28年分からの源泉徴収票にはマイナンバーの記載欄が設けられることになりました。マイナンバーの正式名称は、**社会保障・税番号**で、法律上は「行政手続における特定の個人を識別するための番号」となっています。

名称からすると、利用範囲は社会保障・税に限定されているようにみえますが、法律ではもっと範囲が広く、「社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野」となっているので、行政全般において利用することが可能です。

かつて、預金口座に個人番号を付す法律が成立したことがありましたが、施行前に廃止されました。グリーンカード制度のことです。今年

の税制改正では、預貯金保険の事務に係る事業者のマイナンバー収集を可能にしています。

マイナンバーは今年10月以降に各個人に自治体から通知される予定です。通知は紙製のカードで行われる予定で、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。その後、希望者には、顔写真入りのICチップ付き「個人番号カード」が交付されます。このカードは、身分証明書としてコピーや読取りされることを前提としているので、マイナンバーはその裏面に記載されます。

裏面のマイナンバーをコピーすることは例え本人の同意があっても、法律上の禁

止事項になっています。個人番号をその内容に含む個人情報を**特定個人情報**といい、これを収集・保管・提供することは原則禁止だからです。

マイナンバー情報の提供を求め得るのは、特別に法律が求めた場合に限られます。その場合でも、個人本人には必ずしも提供に応ずる法律義務がないので、無理強いすることはできません。法は、情報漏洩・乱用に神経質で、違法行為には他の法律に比して2~3倍の重い罰則を用意しています。

既に実施されている住基番号も全国民に通知され、カード化も実施されていますが、自分に通知された番号を保管し、知っている人はほとんどおりません。生活の中へのマイナンバーの普及と国民の協力、効率的な番号利用には、大きなハードルが幾つもありそうです。

4月。新年度。新学期。校門の桜。ランドセル。春の日差しも強くなります。「見ゆるかと座れば見ゆる遠桜 草城」
これまで会社役員の任期は、最長でも取締役二年、監査役四年でしたが、会社法が改正されて、定款の変更だけで、それぞれ十年までに延ばせるようになっていきます。役員の任期については、登記は不要です。
5日清明、20日穀雨。



人が集まってくるのが始まりであり、人が一緒にいることが進歩であり、人が一緒に働くことが成功をもたらす。
(ヘンリー・フォード)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○3月分個人住民税特別徴収分の納付
○2月決算法人の確定申告	15日	○給与支払報告に係る異動の届出
○8月決算法人の中間(予定)申告	30日	○2月決算法人の確定申告
	〆	○8月決算法人の中間(予定)申告
	〆	○非課税法人の住民税均等割の申告
	〆	○軽自動車税の納付
	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付
		○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。